

岩手県農業水利施設GX推進研究会設置要領

(目的)

第1 昨今の資材価格や電気料金の高騰等に伴う農業水利施設の維持管理費の増大に対応するとともに、農業分野における温室効果ガスの排出削減による脱炭素社会の形成に貢献するため、農業水利施設における再生可能エネルギーの導入（以下「再エネ」という。）及び省エネルギー化（以下「省エネ」という。）等を推進することを目的として、岩手県農業水利施設GX推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(活動)

第2 研究会は、農業水利施設の省エネ・再エネ等の推進を図るため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 普及啓発及び人材育成に資する研修等の開催
- (2) 県内の取組の可能性のある施設を把握するために必要な調査の実施
- (3) 構成員の取組をサポートするための相談の受付及び必要な助言、情報の提供
- (4) J-クレジット制度の活用に向けた情報収集、検討
- (5) その他研究会の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第3 研究会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 岩手県
 - (2) 岩手県土地改良事業団体連合会
 - (3) 参画を希望する市町村
 - (4) 参画を希望する土地改良区
- 2 会長は、岩手県農林水産部農村整備担当技監をもって充てる。
- 3 副会長は、岩手県土地改良事業団体連合会専務理事をもって充てる。
- 4 会長は、必要と認める場合、構成員以外の者の参画を求めることができる。

(会費)

第4 研究会の会費は、これを徴収しない。

(事務局)

第5 研究会の事務局は、岩手県農林水産部農村計画課に置き、岩手県土地改良事業団体連合会総務管理部管理指導課の協力を得て事務を行う。

(補則)

第6 この要領に定めるほか、研究会の運営に関して必要な事項は事務局で決定する。

附則

- 1 この要領は令和7年2月6日から施行する。